

令和7年度（2025年度）北海道士幌高等学校一般入学者選抜実施要項

（令和6年（2024年）11月26日士幌町教育委員会教育長決定）

1 募集人員

アグリビジネス科 40名 フードシステム科 40名

2 出願資格

本校に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和7年（2025年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 出願できる学科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、本校の他の学科を第2志望とする場合は、「第2志望」を認める。

4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和7年1月20日（月）～令和7年1月23日（木）	9：00～16：30 (23日は12：00までとする。)

5 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校校長に提出すること。ただし、令和7年（2025年）3月31日に満18歳以上の者（平成19年（2007年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～ウの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接本校校長に提出すること。

また、公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、本校校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）

(ア) 出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請すること。

(イ) 入学検定料は徴収せず、受検票送付用の切手等も要しない。

(ウ) ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間

受付期間
令和6年（2024年）12月6日（金）～令和7年（2025年）1月23日（木）

イ 写真台紙（ウェブ申請用）（別記様式1）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を貼り付けること。

ウ 個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 中学校長の手続

次の書類を本校校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）及び出願者一覧表

イ 個人調査書（令和7年（2025年）2月13日（木）から2月18日（火）正午までに送付すること。）

6 出願状況の発表

令和7年（2025年）1月23日（木）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全道（発表）	1月27日（月）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

7 出 願 変 更

- (1) 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科、又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。
- (2) 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年1月28日（火）～令和7年2月3日（月） （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～16：30 （3日は16：00までとする。）

- (3) 出願者の手続
出願を変更しようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。
- (4) 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア 中間発表

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1月30日（木）	16：30	本校職員玄関
全道（発表）		当日中	学力向上推進課ウェブページ

イ 最終発表

区 分	期 日	時 間	場 所
全道（発表）	2月12日（水）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

8 学 力 検 査

- (1) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日・時間

- (ア) 令和7年（2025年）3月4日（火）に本校で行う。
- (イ) 受付時間は8：15～8：40とする。
- (ウ) 検査時間は次のとおりとする。なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

検査時間	9：20～10：15	10：35～11：30	11：50～12：45	13：35～14：30	14：50～15：45
教 科	第1部 国 語	第2部 数 学	第3部 社 会	第4部 理 科	第5部 英 語

イ 解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭5分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配布を行う。

- (2) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

- (3) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り
なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

9 面 接 等

- (1) 出願者の全員について面接を行う。
- (2) 令和7年（2025年）3月5日（水）に本校で行う。ただし、これにより難しい場合は前日の学力検査終了後に行うことができる。
- (3) 受付時間は8：15～8：40とする。

10 追 検 査

(1) 対象者

一般入学者選抜に申し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。
なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

- ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者
- イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続

ア 中学校長は、本検査を受検できない者（過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。）が確認された場合は、追検査の受検の希望の有無を確認の上、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を本校校長へ電話等により速やかに連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長へ電話等により連絡すること。

イ 出願者は、令和7年（2025年）3月5日（水）午後4時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、本校校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長に提出すること。

(3) 学力検査の実施

- ア 学力検査を実施する。
- イ 追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

(4) 日程及び実施内容

- ア 学力検査の期日は、令和7年（2025年）3月11日（火）とする。
- イ 受付時間は8：15～8：40とする。
- ウ 学力検査の受検場は、本校とする。
- エ 追検査受検承認書を持参すること。
- オ 実施内容、検査教科及び配点、受検者の持参すべきものについては「8 学力検査」に準じるものとする。

(5) 面接等の実施

令和7年（2025年）3月11日（火）学力検査終了後に行う。

11 合 格 発 表

令和7年（2025年）3月17日（月）午前10時に合格者の受検番号を本校のウェブページ（<https://shihoro-highschool.com>）に掲載するとともに、本人に通知する。

12 道外からの出願者の手続

(1) 出願できる場合

- ア 保護者の住所が道外に存する場合で、令和7年（2025年）4月7日（月）までに道内に住所を移転することが確実なとき。
- イ 本校校長が、特別の事情があると認めたとき。

(2) 出願の期日

出願の受付は、令和7年（2025年）2月27日（木）までとする。

(3) 出願の手続

出願の手続は、「5 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書（別記様式20）を提出すること。ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

13 学力検査の得点の情報提供

高等学校長は、受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供できる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

(2) 情報提供の期間

令和7年（2025年）3月18日（火）から令和12年（2030年）3月31日（日）までとする。

(3) 情報提供の集中受付期間

(2)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、本校において受付窓口を設置し対応する。

集 中 受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年3月18日（火）～令和7年3月25日（火） （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	9：00～15：00

(4) 留意事項

- ア 受検票、身分証明書等により、受検者本人であることを確認する。
- イ 本人の法定代理人又は任意代理人が情報提供を求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 22 条第 3 項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）により確認する。
- ウ 受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に本校に連絡すること。連絡を受けた本校校長は受検者等の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定する。

14 そ の 他

- (1) この要項に記載ないことについては、「令和 7 年度（2025 年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項」に準じて、入学者選抜を実施する。
- (2) 各種様式については「令和 7 年度（2025 年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項」に記載されている様式を使用することとする。
- (3) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は本校校長にその事情を説明し、本校校長は学校教育局学力向上推進課長または土幌町教育委員会と協議する。